

軽防協ニュース

Vol.43
2015.10



軽種馬防疫協議会

CONTENTS

I. 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告 1

II. 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告 4

III. 話題提供 32

1. 在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業
2. 馬防疫に関する学術集会（平成 27 年）
 - ①「馬防疫検討会」馬感染症研究会
 - ② 第 43 回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウム

IV. 軽種馬防疫協議会からのお知らせ 36

V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿 37



表紙写真：こんにちは（御崎馬）

I . 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告

平成 27 年度軽種馬防疫協議会常任委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 27 年 5 月 20 日（水） 15:00 ～

2. 場 所：日本中央競馬会 六本木事務所 9 階 第 4 会議室

3. 出席者（当時の役職名を掲載）：

議 長：小林善一郎（日本中央競馬会 常務理事）
常任委員：岩崎 幸治（地方競馬全国協会 理事）
西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
井上 真（日本中央競馬会 理事）
幹 事：諸岡 徹（地方競馬全国協会 公正部長）
佐藤 雅信（地方競馬全国協会 公正部調査役）
佐藤 信博（日本馬術連盟 事務局長）
木村 慶純（日本軽種馬協会 業務部長）
安齊 了（日本中央競馬会 馬事部長）
松田 芳和（日本中央競馬会 馬事部防疫課長）
事務局：奥 河寿臣（日本中央競馬会 馬事部部長補佐）
立野 大樹（日本中央競馬会 馬事部防疫課長補佐）
東樹 宏太（日本中央競馬会 馬事部防疫課）
青木 基記（日本中央競馬会 馬事部防疫課）

4. 議 題：

1) 平成 26 年度軽種馬防疫協議会 事業報告ならびに収支決算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5 月 21 日）・専門委員会（6 月 4 日）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡協調
・防疫に関する主催者間の意見交換会（6 月 4 日）の開催
- ③平成 26 年 馬の予防接種要領の制定
- ④社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布
・軽防協ニュース Vol.42：平成 27 年 3 月発刊
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配布
・速報は定期 4 回発刊（平成 26 年 5 月,9 月,12 月,平成 27 年 3 月）
・速報号外は 3 回配信（平成 26 年 6 月,8 月,平成 27 年 2 月）
- ③ Equine Disease Quarterly の作成・配布
・4 回発刊（Vol.23,No.2-4、Vol.24,No.1）
- ④馬の予防接種啓発用リーフレットの作成・配布
・予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレット作成・配布（10,000 部）
- ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
（馬の日本脳炎・第 2 版、ウマロタウイルス病・第 2 版）
- ⑥軽種馬防疫協議会のホームページの更新
・ホームページリニューアル（ホームページアドレス <http://keibokyo.com/>）
・軽防協ニュース、ニュース速報、ニュース速報号外および EDQ の掲載

- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
 - ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 26 年度軽種馬防疫協議会 収支決算報告【3 ページ】
収入確定額から支出確定額を差し引いた、平成 26 年度の繰越金は 1,257,914 円であった。
- (5) 平成 26 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支決算報告【3 ページ】

2) 平成 27 年度軽種馬防疫協議会 事業計画ならびに収支予算 (案)

- (1) 主な事業内容
 - ①常任委員会 (5 月 20 日)・専門委員会 (6 月 10 日) の開催
 - ②関係機関・関係団体との連絡協調
 - ・防疫に関する主催者間の意見交換会 (6 月 10 日) の開催
 - ③平成 27 年 馬の予防接種要領の制定
 - ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修
- (2) 防疫思想の啓発普及
 - ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配付 (年 1 回発刊予定)
 - ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配信 (年 4 回配信予定、号外随時配信予定)
 - ③ Equine Disease Quarterly の作成・配付 (年 4 回発刊予定)
 - ④馬の予防接種 (馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風) 啓発用リーフレットの増刷・配布
 - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
 - ⑥軽種馬防疫協議会ホームページの管理・情報発信
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
 - ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 27 年度軽種馬防疫協議会 収支予算 (案)【3 ページ】
- (5) 平成 27 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支予算 (案)【3 ページ】

3) 平成 27 年 馬の予防接種要領について (案)

5. 報告事項:

- 1) 国内伝染病発生状況
- 2) 海外伝染病発生状況
- 3) 馬の輸出入検疫状況
- 4) 生産地等における防疫推進事業
- 5) 在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業
- 6) 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書 (健康手帳)」の記載欄追加について
- 7) J R A における競走馬に対する馬鼻肺炎生ワクチン接種状況
- 8) 馬防疫検討会
- 9) その他

表 1. 平成 26 年度 軽種馬防疫協議会収支決算書
(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	26 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	26 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	539,254	539,254	0	事業費	47,000	10,560	36,440	
				会議費	27,000	10,560	16,440	常任・専門委員会、幹事会
				諸謝金	20,000	0	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	1,000,000	0	事務諸費	2,216,000	1,950,965	265,035	
				印刷費	1,720,000	1,766,463	▲46,463	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
				通信費	300,000	114,218	185,782	送料等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	1,000,000	0	HP管理業務費	166,000	63,966	102,034	レンタルサーバー・保守・管理費、HPメンテナンス代
				雑費	30,000	6,318	23,682	役務費、封筒、文具、図書等
				積立金	100,000	100,000	0	HPリニューアル、感染症パンフレット印刷
雑収入(預金利子)	250	227	23	予備費	176,504	0	176,504	
				支出額計		2,061,525		
				次年度へ繰越金		477,956		
計	2,539,504	2,539,481	23	計	2,539,504	2,539,481	23	

表 2. 平成 26 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支決算書
(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	26 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	26 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	1,257,914	1,257,914	0	印刷費	200,000	45,144	154,856	
平成 26 年度 積立金	100,000	100,000	0	支出額計	200,000	45,114	154,856	
雑収入(預金利子)	200	209	9	次年度へ繰越金	1,158,114	1,312,979	154,865	
計	1,358,114	1,358,123	9	計	1,358,114	1,358,123	9	

表 3. 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会収支予算(案)
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	差 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	477,956	事業費	36,000	
		会議費	16,000	常任委員会、専門委員会、幹事会
		諸謝金	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	事務諸費	2,230,000	
		印刷費	1,800,000	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	通信費	300,000	送料等
		HP管理業務費	100,000	HP内容変更
		雑費	30,000	役務費、封筒、文具、図書等
雑収入(預金利子)	250	積立金	100,000	
		予備費	112,206	
		次年度へ繰越金		
計	2,478,206	計	2,478,206	

表 4. 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支予算(案)
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	1,312,979			
平成 27 年度 積立金	100,000			
雑収入(預金利子)	200	次年度へ繰越金	1,413,179	
計	1,413,179	計	1,413,179	

II . 平成 27 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告

平成 27 年度軽種馬防疫協議会専門委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 27 年 6 月 10 日（水） 13:30 ～

2. 場 所：日本中央競馬会 六本木事務所 9 階 第 1 会議室

3. 出席者（当時の役職名を掲載）：

58 名（来賓 1 名・常任委員 6 名・専門委員 46 名 [代理出席 5 名]・事務局員 3 名・オブザーバー 2 名）

来 賓：熊谷 法夫（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課長）

議 長：小林善一郎（日本中央競馬会 常務理事）

常任委員：岩崎 幸治（地方競馬全国協会 理事）

西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）

木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）

杉野 繁治（日本馬事協会 専務理事）

井上 真（日本中央競馬会 馬事担当理事）

専門委員：

農林水産省

富澤 宗高（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）

葛谷 好弘（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（中央班長））

俵積田 守（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））

菅谷 公平（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）

坂本 有希（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班）【代理出席】

岡村 行岳（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 家畜衛生専門官）【代理出席】

田上 勝則（消費・安全局 動物検疫所 動物検疫課長）【代理出席】

大石 弘司（動物医薬品検査所 検査第一部長）

（独）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所

坂本 研一（国際重要伝染病研究領域長）

秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長補佐）

地方競馬全国協会

諸岡 徹（公正部長）

佐藤 雅信（公正部 調査役）

日本軽種馬協会

木村 慶純（業務部長）

日本馬術連盟

佐藤 信博（事務局長）

川嶋 舟（獣医委員）

地方競馬主催者

岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）

三好 和仁（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）

伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部）

宇田川浩一（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）

猪熊 道仁（千葉県競馬組合 業務課技師）

岡邑 誠（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）

矢島 純夫（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）【欠席】

四ッ谷正一（石川県競馬事業局 競馬業務課長）

安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課長）

安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医統括））

上鍋 公二 (兵庫県競馬組合 事業部 業務課) 【代理出席】
長山 昌弘 (高知県競馬組合 競走馬診療所長) 【欠席】
相川雄一郎 (佐賀県競馬組合 馬診療所長)

日本馬事協会

中山 清秀 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)

競走馬育成協会

佐藤 光信 (常務理事)

軽種馬育成調教センター

藤井 良和 (調査役)

日本競走馬協会

佐藤 忠昭 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義 (NOSAI いぶり 家畜部長)

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

杉本 透 (常務理事) 【代理出席】

中央畜産会

関谷 順一 (衛生指導部長 (防疫担当))

日本中央競馬会

安齊 了 (馬事部長)

奥 河寿臣 (馬事部長補佐)

伊藤 幹 (馬事部 獣医課長)

松田 芳和 (馬事部 防疫課長)

松村 富夫 (競走馬総合研究所長)

間 弘子 (競走馬総合研究所 企画調整室長)

平賀 敦 (競走馬総合研究所 栃木支所長)

近藤 高志 (競走馬総合研究所 栃木支所 分子生物研究室長)

中西 有 (栗東トレーニング・センター競走馬診療所長)

上野 儀治 (美浦トレーニング・センター競走馬診療所長)

事務局：

日本中央競馬会

立野 大樹 (馬事部 防疫課長補佐)

東樹 宏太 (馬事部 防疫課 係長)

青木 基記 (馬事部 防疫課 係長)

オブザーバー：

農林水産省

鶴田 茜 (生産局 畜産部 畜産振興課 家畜改良推進班 係長)

日本軽種馬協会

江口 貞夫 (業務部 首席調査役)

4. 議事次第：

- | | | | |
|--|------|--------|-------------|
| 1) 開 会： | 事務局長 | 安 齊 了 | |
| 2) 議長挨拶： | 議 長 | 小林善一郎 | |
| 3) 動物衛生課挨拶： | 来 賓 | 熊谷 法夫 | |
| 4) 議 題 (進行：小林議長) | | | |
| ①平成 26 年度軽種馬防疫協議会事業報告ならびに収支決算 | 安 齊 | 事務局長 | 【3 ページ】 |
| ②平成 27 年度軽種馬防疫協議会事業計画ならびに収支予算 (案) | 安 齊 | 事務局長 | 【3 ページ】 |
| ③平成 27 年 馬の予防接種要領について | 安 齊 | 事務局長 | 【7 ページ】 |
| 5) 報告事項 (進行：井上常任委員) | | | |
| ①軽種馬防疫協議会規約の改正について | 松田 | 専門委員 | 【8～9 ページ】 |
| ②競馬場等の入厩条件および衛生条件に関する指針 | 松田 | 専門委員 | 【10 ページ】 |
| ③国内伝染病発生状況 | | | |
| ・国内伝染病発生状況 | 松田 | 専門委員 | 【11 ページ】 |
| | 木村 | 専門委員 | |
| ④生産地の防疫状況 | | | |
| ・日高振興局 | 駒澤 | 専門委員 | 【12 ページ】 |
| ・胆振総合振興局 | 吉田 | 専門委員 | 【13 ページ】 |
| ・生産地疾病等調査研究成績 | 近藤 | 専門委員 | |
| ⑤海外伝染病発生状況 | 松田 | 専門委員 | 【14 ページ】 |
| ⑥馬の輸出入検疫状況 | 田上 | 専門委員代理 | 【20～21 ページ】 |
| ⑦飼養衛生管理基準 (馬) | 岡村 | 専門委員代理 | 【22～25 ページ】 |
| ⑧生産地等における防疫推進事業 | | | |
| ・育成馬等予防接種推進事業 | 松田 | 専門委員 | 【26～28 ページ】 |
| | 関谷 | 専門委員 | |
| ・馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業 | 松田 | 専門委員 | |
| | 関谷 | 専門委員 | |
| ・CEM 蔓延防止対策事業および CEM 侵入防止対策事業 | 松田 | 専門委員 | 【29 ページ】 |
| | 木村 | 専門委員 | |
| ⑨在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業 | 松田 | 専門委員 | 【32 ページ】 |
| ⑩動物用インフルエンザ ワクチン国内製造用株選定委員会 | 大石 | 専門委員 | |
| ⑪ JRA における競走馬に対する馬鼻肺炎生ワクチン接種状況 | 松田 | 専門委員 | |
| ⑫ OIE コード ”High health status horse subpopulation” の現状 | 坂本 | 専門委員代理 | |
| ⑬ 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書 (健康手帳)」 の記載欄追加について | 松田 | 専門委員 | 【30～31 ページ】 |
| ⑭馬防疫検討会 | | | |
| ・「馬パラチルス診断法に関する専門会議の設立」 について | 松田 | 専門委員 | |
| ・「馬防疫検討会」 馬感染症研究会 | 松田 | 専門委員 | |
| ⑮その他 | | | |
| ・相馬野馬追馬に対するワクチン接種等の支援事業について | 上田 | 専門委員 | |
| ・軽防協委員名簿・規約について | 松田 | 専門委員 | |
| 6) 閉会 | | | |

●平成 27 年 馬の予防接種要領について

平成 27 年 馬の予防接種要領について

軽種馬防疫協議会

「平成 27 年 馬の予防接種要領」は下記のとおり全国的に統一して実施されたい。なお、馬の移動の際には、下記の予防接種を実施した旨の証明書を携行すること。

記

1. 馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※ 予防接種間隔が 1 年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

2. 日本脳炎

使用説明書に基づき、その年の流行期前の 5～6 月に 2 回接種すること。

※ 5～6 月に接種が完了していない場合でも、必ず 10 月末までに接種すること。

3. 破傷風

初回は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、翌年からは年 1 回の補強接種を実施すること。

※ 前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

○ 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。

○ 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

●軽種馬防疫協議会規約 新旧対照表

軽種馬防疫協議会規約 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第 3 条 この協議会に、常任委員 5 名を置く。</p> <p>第 3 条 2. 常任委員は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本軽種馬協会及び日本馬術連盟（以下「構成団体」という。）に所属する者であって、各構成団体から推せんまたは指名されたものとする。</p> <p>第 6 条（6） （記載なし）</p> <p>第 7 条 この協議会に幹事 6 名を置く。</p>	<p>第 3 条 この協議会に、常任委員 <u>6 名</u> を置く。</p> <p>第 3 条 2. 常任委員は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本軽種馬協会、<u>日本馬術連盟及び日本馬事協会</u>（以下「構成団体」という。）に所属する者であって、各構成団体から推せんまたは指名されたものとする。</p> <p>第 6 条（6） <u>その他、馬の伝染性疾病の予防及び蔓延の防止に関する事項。</u></p> <p>第 7 条 この協議会に幹事 <u>7 名</u> を置く。</p>

（改正の主旨）

馬の改良増殖、保護及び利用増進並びに馬に関する知識の普及及び文化の継承を主たる事業とする日本馬事協会を構成団体として新たに加えることで、本協議会の活動により幅広い関係者の意見を反映させることを図る。

●軽種馬防疫協議会規約

軽種馬防疫協議会規約

第 1 条 この協議会は、軽種馬の自衛防疫について、関係団体が一元的に協議し、具体的対策を確立するとともにその実施に必要な措置等の推進をはかり、馬の伝染性疾病の予防および蔓延の防止を目的とする。

第 2 条 この協議会は、軽種馬防疫協議会と称する。

第 3 条 この協議会に、常任委員 6 名を置く。

2. 常任委員は、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本軽種馬協会、日本馬術連盟及び日本馬事協会（以下「構成団体」という。）に所属する者であつて、各構成団体から推せんまたは指名された者とする。

第 4 条 この協議会に議長を置く。

2. 議長は、常任委員の互選とする。

3. 議長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

4. 議長は、常任委員会および専門委員会を招集する。

第 5 条 この協議会に常任委員および専門委員をもって構成する専門委員会をおき、必要な事項について協議する。

2. 前項の専門委員は、構成団体及び別表に掲げる団体から推せん又は指名された者とする。

3. 専門委員会には学識経験者の出席を求めることができる。

第 6 条 この協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項に関して協議し、その推進をはかるものとする。

(1) 競馬場および生産地等における防疫体制の整備に関する事項。

(2) 軽種馬の防疫措置に関する事項。

(3) 軽種馬の輸入検疫に関する事項。

(4) 軽種馬の防疫に関する研究、情報の収集等に関する事項。

(5) 防疫思想の普及その他目的達成に必要な事項。

(6) その他、馬の伝染性疾病の予防及び蔓延の防止に関する事項。

第 7 条 この協議会に幹事 7 名を置く。

2. 幹事は、議長の命をうけて協議会の事務をつかさどる。

3. この協議会の事務局を日本中央競馬会に置く。

第 8 条 この協議会の経費は、構成団体の負担金をもってあてる。

第 9 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日までとする。

第 10 条 この規約の改廃およびこの規約に定めのない事項については、常任委員会において定める。

附 則

この規約は、昭和 47 年 8 月 11 日から実施する。

改正 昭和 54 年 5 月 31 日

改正 平成 20 年 5 月 14 日

改正 平成 27 年 5 月 20 日

別表(第 5 条関係)

団体の名称	
農林水産省	軽種馬育成調教センター
動物衛生研究所	日高家畜衛生防疫推進協議会
全国乗馬倶楽部振興協会	胆振家畜自衛防疫推進協議会
全国公営競馬獣医師協会	ジャパン・スタッドブック・インターナショナル
競走馬育成協会	中央畜産会
日本競走馬協会	地方競馬主催者

●競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針

競馬場等の入厩条件および衛生管理に関する指針

平成 26 年 7 月 1 日付け 26 軽防協第 6 号

軽種馬防疫協議会 議長 通知

競馬場や調教場など集団飼育施設における飼養管理については、施設の衛生水準を一定以上に保持し競走馬等を伝染病から守るため、下記の入厩条件および衛生管理指針を遵守されたい。

記

I . 入厩条件

馬インフルエンザ

- ・初年度は使用説明書に基づいて 2 回接種（基礎免疫）し、以降半年に 1 回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。
- ・予防接種間隔が 1 年を超えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。
- ・入厩時には予防接種を実施した旨の証明書を提示すること。

II . 衛生管理に関する指針

1 . 馬伝染性貧血

- ・家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査を実施すること。
- ・検査状況が明らかでない馬群や清浄性が確認されていない馬群からの馬の導入は、可能な限り避けること。やむを得ず導入する場合は、適切な検査を実施し陰性を確認すること。

2 . 飼養衛生管理基準

- ・家畜伝染病予防法施行規則第 21 条で定める飼養衛生管理基準（馬）に基づき、衛生的に管理すること。

III . その他

平成 16 年 6 月 30 日付け 16 軽防協第 28 号は、本通知をもって廃止する。

●国内伝染病発生状況

年	馬伝染性貧血	日本脳炎	破傷風	馬パテラフィス	馬鼻肺炎 (流産)	馬インフルエンザ*	馬伝染性子宮炎
1981	15	0	12	13	10	0	57
1982	5	0	20	24	12	0	39
1983	4	5	9	9	36	0	30
1984	0	1	14	32	19	0	35
1985	0	3	11	33	34	0	128
1986	0	0	4	7	36	0	109
1987	0	0	10	22	22	0	108
1988	0	0	16	2	10	0	103
1989	0	0	5	12	15	0	74
1990	0	0	7	9	21	0	24
1991	0	0	6	10	33	0	32
1992	0	0	7	0	16	0	15
1993	2	0	8	0	13	0	27
1994	0	0	12	24	13	0	11
1995	0	0	11	14	9	0	0
1996	0	0	9	15	24	0	26
1997	0	0	8	52	22	0	4
1998	0	0	10	80	15	0	11
1999	0	0	4	5	12	0	0
2000	0	0	1	0	12	0	1
2001	0	0	6	0	13	0	11
2002	0	0	3	0	10	0	4
2003	0	1	4	1	25	0	2
2004	0	0	10	9	16	0	1
2005	0	0	4	11	23	0	1
2006	0	0	5	2	26	0	0
2007	0	0	3	2	21	1061	0
2008	0	0	3	10	23	183	0
2009	0	0	6	2	27	0	0
2010	0	0	0	0	44	0	0
2011	2	0	1	0	14	0	0
2012	0	0	1	1	34	0	0
2013	0	0	0	0	35	0	0
2014	0	0	4	4	53	0	0

●月別発生状況 (2014年)

疾病名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
馬伝染性貧血	戸													0
	頭													0
日本脳炎	戸													0
	頭													0
破傷風	戸				1						2	1		4
	頭				1						2	1		4
馬パテラフィス	戸	1												1
	頭	4												4
馬鼻肺炎 (流産型)	戸	8	3	4		1						1	1	18
	頭	24	9	17		1						1	1	53
馬鼻肺炎 (呼吸器型)	戸													0
	頭													0
馬鼻肺炎 (神経型)	戸	1												1
	頭	1												1
馬インフルエンザ*	戸													0
	頭													0
馬伝染性子宮炎	戸													0
	頭													0

(農林水産省動物衛生課、北海道農政部の資料より)

●生産地の防疫状況（北海道日高振興局管内）

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

検査区分	S55～H1																										
	年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
定期検査	768 (67)	24 (3)	3 (0)	6 (0)	5 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (0)												
病性鑑定	199	8	16	17	6	0	21	2	1	0	1	0	1	0	0	1*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動向調査	(18)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
ハリスの馬 追跡調査	-	-	-	-	-	-	-	4	4	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	967 (85)	32 (5)	19 (0)	23 (1)	11 (1)	0 (0)	23 (0)	7 (0)	5 (1)	0 (0)	1 (0)	19 (2)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0									

注) ()は種牡馬

※動向調査で摘発

ハリスの馬追跡調査は、平成10年1月から実施。

H16から定期検査は自主検査に移行。

平成27年5月20日現在

2. 馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況

検査区分	S55～H1																										
	年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
戸数	120	13	5	6	6	6	6	12	14	8	7	7	9	11	7	13	10	10	17	14	12	9	23	16	16	18	
頭数	208	22	11	14	6	7	18	18	13	11	12	12	10	24	12	20	20	14	21	26	25	15	34	27	53	33	

平成27年5月20日現在

3. 馬インフルエンザ発生状況

検査区分	H19																										
	年度	20	21	22	23	24	25	26	27																		
戸数	15	12	0	0	0	0	0	0	0																		
頭数	29	43	0	0	0	0	0	0	0																		
種牡馬	1	19	0	0	0	0	0	0	0																		
繁殖牝馬	0	13	0	0	0	0	0	0	0																		
当歳馬	1	4	0	0	0	0	0	0	0																		
育成馬	11	0	0	0	0	0	0	0	0																		
競走馬	13	0	0	0	0	0	0	0	0																		
乗馬	3	5	0	0	0	0	0	0	0																		
その他	29	※2	0	0	0	0	0	0	0																		

※労働馬

平成27年5月20日現在

4. 馬の輸入状況

年度	平成27年5月20日現在																										
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		去勢			
アフリカ	87	156	245	264	241	221	269	175	161	149	145	117	133	137	93	83	73	63	65	57	50	46	17	(1)	29		
アルゼンチン	27	29	41	59	50	45	45	35	14	2	4	3	39	33	2	9	0	0	3	3	1	2	1	(1)	1		
フランス	23	12	7	1	3	4	3	4	3	1	1	2	3	3	1	0	1	3	7	3	3	11	4	()	7		
イギリス	46	30	24	35	60	41	27	38	35	46	43	91	65	87	44	32	54	17	28	27	35	52	5	()	47		
オーストラリア	6	5	5	8	8	5	12	9	12	10	12	12	21	14	6	11	10	3	17	7	3	9	2	()	7		
ニュージーランド	4	6	3	6	3	2	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1						
ドイツ																											
アルゼンチン																											
UAE						1	2	1	4	4	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0	2	2	2	()			
香港						4	1	1	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	()			
オランダ																											
中国																											
ロシア																											
カナダ																											
シカポール																											
合計	193	238	325	373	365	319	360	264	227	215	209	230	261	275	265	137	140	95	120	95	93	122	31	(2)	91		

()は種牡馬、※は肉用中間種

●生産地の防疫状況 (北海道胆振総合振興局管内)

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

検査区分	年度																				
	S56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
定期検査	1	1			2	2	4	2	1	1											
摘発頭数	1514	1484	1457	1484	1475	1670	2565	1616	1540	1644	1615	1585	1574	1517	1570	1389	1441	1362	1330	1256	
摘発率											1						2				
摘発率									36	89	117	106	95	69	79	63	56	116	98	271	

検査区分	年度													
	13	14	自主検査へ移行											
定期検査	1259	1272												
摘発頭数	1													
摘発率	139	281	98	87	127	68	52	86	0	0	0	0	0	0

平成27年5月22日現在

注: S56年以前は検査未実施。

H14年度をもって胆振管内の清浄性が確認されたことから定期検査は終了。H15年度以降は胆振家畜自衛防疫推進協議会による自主防疫で対応する。

なお、H15年度に摘発された1頭は発症馬でなく、疫学的に日高管内と関連があった。培養検査陰性。PCR陽性。当該馬は廃用。

※ ①法5条検査で継続して全頭陰性である。

②JRAの清浄化推進事業によるPCR検査でH13・14年と全頭陰性。

③ハイリスク馬がH12年以降存在しない。

2. 馬肺炎ウイルスによる流産発生状況

年度	年度																											
	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
戸数	1	0	0	1	0	1	0	2	3	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	4	0
頭数	6	0	0	1	0	1	0	2	5	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	7	0	9	4	0	0	4	0	0

平成27年5月22日現在

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	年度													
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27					
戸数	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭数	24	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖社馬	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当歳馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競走馬	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗馬	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 馬の輸入状況

輸出国	年度																									
	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計		雌	去勢	
アメリカ	21	20	120	133	78	50	48	83	78	73	46	37	68	82	57	48	42	47	38	40	33	36	14	22		
イギリス	7	9	10	12	13	12	20	5	34	31	21	17	27	34	17	6	21	15	23	27	7	12	1	11		
フランス	1	9	16	5	13	19	9	5	8	1	6	7	1	3	1	6	1	7	6	5	6	20	1	19		
オーストラリア	1		1	1	3	11	32	11	16	8	7	27	9	9	20	24	14	4	4	16	3	6	2	4		
アイルランド	4	4	13	8	6	6	8	2	8	7	3	2	4	1	2	2	2	2								
ドイツ	1																									
ニュージーランド			1	2		2	1	2	2	1	1	2	1	1	2	2	2									
カナダ								57																		
UAE									1	1	1															
香港														1												
ロシア																										
アルゼンチン																				2	2	2				
デンマーク																										
ベルギー																										
オランダ																										
大韓民国																										
合計	35	42	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	77	18	58	1	1

●世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2014 年)

疾病 \ 国	アメリカ	カナダ	アイルランド	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ	ベルギー	香港	UAE	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド	日本
馬伝染性貧血	+	+	-	-	+	+	+	-	-	0000	0000	-	-	-
日本脳炎	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	-	0000	-	-	0000	-
ウエストナイルウイルス感染症	+	+	0000	0000	-	+	0000	0000	-	-	0000	-	0000	0000
水胞性口炎	+	-	0000	0000	-	0000	0000	0000	-	0000	0000	0000	0000	0000
馬ウイルス性動脈炎	+	+	-	-	+	-	+	+	0000	0000	0000	+	-	0000
馬インフルエンザ	+	+	+	+	+	-	+	+	-	-	-	-	0000	-
馬鼻肺炎	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	+	+	+
ヘンドラウイルス感染症	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	+	0000	0000
馬ピロプラズマ病	+	-	-	+	+	-	-	+	-	+	0000	-	0000	0000
鼻疽	-	-	-	-	-	-	+	-	0000	0000	0000	-	0000	-
馬伝染性子宮炎	+	0000	-	-	+	-	+	+	0000	-	0000	-	0000	-

データはOIEホームページより引用
※一部ICCからの情報を追加

記載コード
0000 過去の発生なし
- 当該年の発生なし
+ 当該年の発生あり
? 発生が疑われるが未確認

●軽防協ニュース速報（号外）



軽防協ニュース速報（号外）

2014年6月5日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

アメリカ合衆国における水胞性口炎の発生について

2014年5月下旬、アメリカ合衆国内では2012年8月以来（テキサス州では2009年6月以来）となる水胞性口炎の発生が確認された。米農務省動植物衛生検査部（APHIS）の報告によると、テキサス州の南西部に位置するキニー郡において、鼻口部に水疱や腫脹の病変が認められた5頭で確認された。国立獣医学研究所（NVSL）の検査により、ウイルスは2012年の発生と同様ニュージャージー型であることが確認された。感染馬群は、テキサス州動物保健委員会（TAHC）の検疫下におかれている。現時点でその他の周辺地域での発生は確認されていない。

水胞性口炎ウイルスは、馬、牛、豚、ヒツジ、ヤギ、ラマ他多くの動物の口腔、舌、鼻口、乳頭あるいは蹄に水疱や丘疹を形成する。対症療法によって病変は2~3週間で治癒することが多いが、伝染性の性質および口蹄疫等他疾患との類似性から、これらの徴候が認められた場合にはすぐに報告するよう注意喚起がなされている。ヒトに対する感染性は高くないが、ウイルスが開放創や眼、口などに入った場合にはインフルエンザ様症状を起こす可能性がある。水胞性口炎の伝播には昆虫が重要なベクターであると考えられており、吸血昆虫との接触を可能な限り限定する措置をとることが重要とされている。

【参考】

http://www.aht.org.uk/icc/Interim_Report12_may14.html

http://www.tahc.state.tx.us/news/pr/2014/2014-05-28_VSKinneyCounty.pdf

軽種馬防疫協議会



軽防協ニュース速報（号外）

2014 年 8 月 8 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

アメリカ合衆国における水胞性口炎の発生について（続報）

2014 年 5 月下旬、アメリカ合衆国テキサス州で水胞性口炎の発生が確認されて以降、テキサス州とコロラド州において感染が拡大している。

米国農務省（USDA）は、8 月 6 日現在までに水胞性口炎ウイルスの陽性が確認された施設は 2 州で 110 施設であり、コロラド州が 6 郡を含む 69 施設、テキサス州が 10 郡を含む 41 施設であると報告した。馬の感染頭数は、コロラド州で 109 頭、テキサス州で 59 頭となっている。この他、ウシにおいてもコロラド州で 1 頭、テキサス州で 4 頭の感染が確認されている。すべての症例において、原因ウイルスの血清型はニュージャージー型である。

コロラド州の 69 施設、テキサス州の 33 施設では現在も検疫制限が実施されている。

水胞性口炎ウイルスは、馬、牛、豚、ヒツジ、ヤギ、ラマ他多くの動物の口腔、舌、鼻口、乳頭あるいは蹄に水疱や丘疹を形成する。対症療法によって病変は 2~3 週間で治癒することが多いが、伝染性の性質および口蹄疫等他疾患との類似性から、これらの徴候が認められた場合にはすぐに報告するよう注意喚起がなされている。水胞性口炎の伝播には昆虫が重要なベクターであると考えられており、吸血昆虫との接触を可能な限り限定する措置をとることが重要とされている。

尚、2014 年の国際獣疫事務局（OIE）総会において、水胞性口炎は OIE リスト疾病から削除されている。

【参考】

<http://www.aht.org.uk/icc/linksicc.html>

軽種馬防疫協議会



軽防協ニュース速報（号外）

2015 年 2 月 3 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

ドイツにおける鼻疽の発生について

2015 年 1 月下旬、ニーダーザクセン州オスナブリュック郡のビッペンにおいて、ドイツでは 1955 年以來となる鼻疽の発生が確認された。ドイツ連邦食糧農業消費者保護省(BMELV)の報告によると、感染馬は、2014 年 11 月 26 日、輸出目的で鼻疽に関する血液検査が行われ、補体結合試験およびイムノブロット法によって陽性と診断された。同馬は淘汰された後、2015 年 1 月 27 日に皮膚材料を用いた PCR 検査によって確定診断された。

感染馬は、2008 年 5 月に生まれて以降、国外への移動歴はなく、感染源は不明である。臨床症状は認められず、輸出検疫中は他の馬と隔離されていた。当該施設は、血清学的に陽性と診断されて以降直ちに監視下におかれ、施設内にいた 31 頭の馬については、2 週間間隔で 3 回の検査が実施され陰性が確認されている。

鼻疽は *Burkholderia mallei* を原因とするウマ科動物の細菌性疾病として古くから知られている。人獣共通感染症であり、ラクダ、クマ、オオカミ、イヌにも感染することが明らかとなっている。

ロバやラバでは高熱と呼吸器症状を呈し、数日以内に死亡する急性型が多い。馬では一般的に慢性の経過を辿り、発熱、膿性鼻汁、鼻腔粘膜の結節・潰瘍、皮下リンパ管の念珠状結節・膿瘍・潰瘍などがみられる。

感染動物や汚染物に直接接触することによってヒトにも感染するため、それらを取り扱った場合には厳重な警戒をする必要がある。

鼻疽は法的な検査、感染馬の摘発淘汰および輸入制限により多くの国で撲滅されてきているが、アジア、アフリカ、南アメリカなどで今なお存在している国があり、清浄国に持ち込まれる可能性が指摘されている。

軽種馬防疫協議会



軽防協ニュース速報（号外）

2015 年 6 月 23 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

大韓民国における馬伝染性子宮炎の発生について

2015 年 6 月 19 日、大韓民国農林畜産食品部は、済州特別自治道の 5 地域 7 牧場で飼養されていた 17 頭の馬において、馬伝染性子宮炎の原因菌である *Taylorella equigenitalis* の不顕性感染が認められたと報告した。大韓民国で馬伝染性子宮炎の発生が確認されたのは初めてである。確定診断は、2015 年 5 月 7 日、農林畜産検疫本部（国立研究所）による PCR 検査によってなされた。

現在も獣医当局による疫学調査が続けられており、防疫対策として感染馬の隔離と治療、スクリーニング検査、消毒および国内における移動制限等の措置がとられている。

馬伝染性子宮炎は、伝染力の強い馬の細菌性生殖器感染症で、牝馬では子宮内膜炎や膣炎などを起こし、受胎率低下の原因となる。一般的に不顕性感染の牝馬や種牡馬が感染源となり、交配によって感染が拡大するが、人や器具を介して伝播することもある。感染馬の多くは自然に、あるいは化学療法によって治癒する。一部の馬は保菌し続け感染源となることから、伝播を防止するためには感染馬の正確な診断や治療が重要となる。

国内では 1980 年に北海道で大規模な流行が確認され、その後様々な防疫対策が行われた結果、2006 年以降の発生はなく、現在は清浄化が確認されている。

【参考】

<http://www.aht.org.uk/cms-display/international-breeders-meeting.html>

軽種馬防疫協議会



軽防協ニュース速報（号外）

2015 年 9 月 10 日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

マレーシアにおける馬インフルエンザの発生について

2015 年 9 月 6 日、マレーシア農業・農業関連産業省は、2015 年 8 月 14 日よりセランゴール・ターフクラブにおいて、施設外から新たに入厩が行われた後に、施設内の 400 頭のうち 2 頭で馬インフルエンザの発生が確認されたと国際獣疫事務局（OIE）に報告した。確定診断は 2015 年 9 月 1 日に国立獣医学研究所による PCR 検査によってなされた。疫学調査や感染馬への抗生物質と非ステロイド系抗炎症薬による治療に並行して、国内における移動制限や隔離、スクリーニング検査、消毒等の措置がとられている。

これを受けて、マラヤン競馬協会当局は、9月に予定されていた全開催を中止すると発表した。マレーシアにおける馬インフルエンザの発生は1977年以来である。

【参考】

<http://www.aht.org.uk/cms-display/interim-report15-september4.html>

<http://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2015/09/05/horse-races-this-month-cancelled-due-to-ei-outbreak/>

軽種馬防疫協議会

●馬の輸入検疫頭数の推移

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
1998	121	180	389	1,950	27	—	2,667
1999	248	234	352	3,520	15	—	4,369
2000	179	201	338	4,130	24	—	4,872
2001	166	205	353	4,225	13	—	4,962
2002	117	187	327	4,036	9	—	4,676
2003	136	129	269	3,658	8	—	4,200
2004	134	172	304	4,846	20	—	5,476
2005	150	164	359	4,797	23	—	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	—	—	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	—	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	—	4,482
2010	124	224	165	4,781	—	—	5,294
2011	94	183	186	3,247	—	—	3,710
2012	82	235	157	2,480	—	—	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	—	3,683
2014	109	170	174	4,924	—	—	5,377

●馬の輸出検疫頭数の推移

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
1998	44	13	33	—	39	129
1999	74	1	46	—	—	121
2000	70	7	51	—	1	129
2001	52	11	65	—	—	128
2002	103	16	102	—	—	221
2003	94	2	62	—	3	161
2004	53	10	73	—	—	136
2005	68	0	115	—	20	203
2006	66	9	97	—	—	172
2007	41	4	73	—	—	118
2008	38	—	81	—	—	119
2009	10	16	53	—	36	115
2010	66	52	51	—	—	169
2011	46	40	54	—	1	141
2012	48	23	52	—	—	123
2013	32	6	50	—	—	88
2014	32	14	104	—	—	150

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 2014年については速報値

●輸入馬の仕出地域別検疫頭数

仕出地域	2003				2004				2005				2006				2007				2008				2009				2010				2011				2012				2013				2014			
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計								
ロシア																																																
韓国																																																
中国																																																
香港	6	7	12	12	7	9	5	8	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9	7	8	8	9				
沙ボネ																																																
777 首長国	3	5	1	9	7	4	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
オース	88	101	119	130	60	94	73	27	14	14	14	14	41	41	25	1	20	20	20	20	46	37	5	21	63	54	18	18	72	53	23	23	76	76	76	76	76	76	76	76								
777	6	27	35	25	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3								
777	48	72	59	112	71	96	93	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121								
777	19	19	24	11	7	7	43	9	8	14	14	14	31	31	8	4	16	16	16	16	28	6	1	4	11	8	11	11	19	4	5	18	27	27	27	27												
777	13	50	26	13	13	22	39	37	37	37	37	37	37	37	5	35	1	1	1	1	41	41	41	41	41	41	28	28	28	28	46	46	47	47	47	47												
777	1																																															
777	1,645	749	324	316	235	227	150	81	23	105	105	105	209	41	17	120	178	178	178	178	162	54	22	76	162	54	22	76	162	54	22	76	162	54	22	76	162	54	22	76								
777	2,302	4,357	4,799	5,723	5,486	4,157	4,013	4,783	2	4,781	4,781	4,781	4,783	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247	3,247	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480												
777																																																
777	63	87	77	53	80	62	55	3	23	10	10	10	36	8	23	14	45	45	45	45	34	8	31	8	34	8	31	8	34	8	31	8	34	8	31	8	34	8	31	8								
777	6	4	4	8	14	5	5	1	5	3	3	3	9	9	13	13	13	13	13	13	2	1	6	2	2	1	6	2	2	1	6	2	2	1	6	2	2	1	6	2								
777	4,200	5,478	5,492	6,423	5,987	4,688	4,482	124	224	165	165	165	0	5,294	5,294	5,294	0	3,710	3,710	3,710	0	2,954	2,954	2,954	0	2,954	2,954	2,954	0	2,954	2,954	2,954	0	2,954	2,954	2,954	0	2,954	2,954	2,954								
777	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計										

※ 動物検疫所企画管理部調査調べ
 ※ 2014年集計値については速報値

●飼養衛生管理基準 (馬)

<p>I 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p>	<p>1 自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。</p>
<p>II 衛生管理区域の設定</p> <p>2 衛生管理区域の設定</p>	<p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
<p>III 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止</p> <p>3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p>	<p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入りさせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち近かった者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りやすい際の病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p>
<p>4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</p>	<p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、</p>

	<p>衛生管理区域に入入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>5 厩舎に立ち入る者の消毒</p>	<p>5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>IV 野生動物等からの病原体の侵入防止</p> <p>6 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p>7 飲用に適した水の給与</p>	<p>6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。</p>
<p>V 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>8 厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等</p> <p>9 空房の清掃及び消毒</p>	<p>8 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にする。注射針、繁殖検査器具その他液体が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>9 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をすること。</p>
<p>VI 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</p>	

<p>10 馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止</p>	<p>10 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p>
<p>11 毎日の健康観察</p>	<p>11 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>
<p>12 馬を導入する際の健康観察等</p>	<p>12 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入すること。導入した馬に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p>
<p>13 馬の移動又は出荷時の健康観察</p>	<p>13 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。</p>
<p>14 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保存</p>	<p>14 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (2) 移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日 (3) 飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>
<p>IX 大規模所有者に関する追加措置</p>	

<p>15 獣医師等の健康管理指導</p>	<p>15 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行って いる担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設か ら当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p>
<p>16 情報の周知</p>	<p>16 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関 する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>

●育成馬等予防接種推進事業

① 育成馬等予防接種推進事業
(日本中央競馬会畜産振興事業—4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的
競馬場入きゆう前の育成馬及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、馬防疫の推進に資する。
2. 事業内容
1 歳馬、2 歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、所定の期日に日本脳炎、破傷風及び馬インフルエンザについて予防接種を行う。 ワクチン接種に必要な費用の一部を助成する。
3. 助成率
JRL 80% : NAR 10% : JBBA 10%
4. 事業実施主体
(公社)中央畜産会
5. 事業期間
平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月

- 本事業は平成 17 年度～平成 26 年度に実施されていた「育成馬等予防接種推進事業」の継続事業である。
- 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月は、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。

◎ 助成額

「標準事業単価」

- ① 3種混合ワクチン 1 頭 1 回あたり: 2, 830円
- ② 日本脳炎ワクチン 1 頭 1 回あたり: 670円
- ③ 馬インフルエンザワクチン 1 頭 1 回あたり: 1, 850円

※ 必要経費と標準事業単価の低い方の額の 1/2 を助成

◎ ワクチン接種プログラム

区分 \ 種類		日本脳炎	破傷風	馬インフルエンザ
		ワクチン	ワクチン	ワクチン
育成馬等 予防接種 推進事業	1 歳 1 月～3 月	2 回接種（基礎免疫）＊		
	1 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）＊＊		
	1 歳 10 月～12 月			1 回（補強接種）
	2 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）		
	2 歳 5 月～8 月	1 回（補強接種） ***		
	2 歳 10 月～12 月			1 回（補強接種）
	繁殖牝馬 9 月～12 月			1 回

＊2 回目の接種は、1 回目の接種から 4 週間以上経過（2 ヶ月以内）してから接種すること。

＊＊基礎免疫の 2 回目の接種から概ね 3 ヶ月後（2～4 ヶ月後）に接種すること。

3 種混合ワクチンを接種できない場合は馬インフルエンザワクチンと日本脳炎ワクチンを接種すること。

***日本脳炎の補強接種は、3 種混合ワクチン接種後 2 週間～2 ヶ月以内に接種すること。

平成26年度「育成馬等予防接種推進事業」実施状況

平成27年4月

(公社)中央畜産会 衛生指導部

日本中央競馬会 馬事部防疫課

(単位:頭)

実施年度 接種時期	平成26年度事業(H26.4-H27.3)										計 (延べ頭数)
	平成26年(4-12月)					平成27年(1-3月)					
	1歳		2歳			繁殖牝馬	1歳		3歳		
接種内容	3歳 補強接種	インフルエンザ 補強接種	3歳 補強接種	日本脳炎 補強接種	インフルエンザ 補強接種	インフルエンザ 接種	1歳 基礎接種	3歳 基礎接種			
北海道	6,321 (6,627)	5,710 (5,534)	3,875 (4,143)	2,810 (3,107)	790 (861)	3,840 (3,870)	13,246 (12,749)				
青森	97 (117)	44 (52)	11 (23)	8 (15)	3 (12)	12 (14)	228 (218)				
岩手	-	30 (23)	30 (37)	21 (32)	12 (13)	-	0				
宮城	4 (2)	3	-	-	-	5 (6)	8 (11)				
福島	3	4 (1)	24 (57)	41 (53)	35 (43)	-	8 (8)				
茨城	- (4)	32 (21)	101 (82)	121 (102)	161 (165)	-	0				
千葉	3 (25)	28 (40)	40 (71)	26 (44)	22 (24)	5 (26)	3				
熊本	4 (10)	10 (7)	4 (1)	1 (2)	1	4	47 (8)				
宮崎	8 (8)	44 (53)	33 (52)	16 (18)	19 (9)	5 (7)	4 (16)				
鹿児島	15 (31)	101 (138)	104 (112)	71 (74)	28 (31)	16 (5)	28 (28)				
計	6,455 (6,824)	6,006 (5,869)	4,222 (4,578)	3,115 (3,447)	1,071 (1,158)	3,887 (3,928)	13,572 (13,038)		38,328		

※1 「計(延べ頭数)」は、事業年度(当該年4月～翌年3月)での実施頭数の総計

※2 表中の()内数字は前年度の実績

●馬伝染性子宮炎自衛防疫事業

馬伝染性子宮炎自衛防疫事業

- 平成 22 年の「馬防疫検討会」において馬伝染性子宮炎 (CEM) の国内清浄化達成が確認されたことから、繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査は平成 23 年 3 月をもって終了した。
- 平成 23 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会が国内繁殖初供用牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」と有症状繁殖牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」との二事業を平成 27 年 3 月末まで実施した。
- 平成 27 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生指導事業を行う CEM 自衛防疫事業を実施している。(～平成 29 年 3 月:2 ヶ年)

◎ 清浄化達成後の現在の検査体制

① CEM 侵入防止事業 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬及び

競走馬を引退して初めて繁殖に供用される牝馬 ⇒ CEM 自衛防疫対策事業

↓

PCR 検査料=4860 円/1 検体

② CEM 蔓延防止事業 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の CEM を疑う症状を呈した繁殖牝馬 ⇒ CEM 自衛防疫対策事業

↓

PCR 検査料=4860 円/1 検体

※ 上記①あるいは②に該当する馬は、PCR 検査に係る費用の一部が助成される。

※ また、上記②に該当する馬は、検体採材に係る費用(採材技術料)の一部が助成される。

※ 上記③に該当する馬の検査は、(公財)競走馬理化学研究所で受けている。

● 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書（健康手帳）」の記載欄追加について

使用禁止医薬品投与歴記載欄

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、使用が禁止されている動物用医薬品および人用医薬品を使用した際には以下に記載すること。

使用月日	使用動物医薬品又は使用医薬品名	記載者 氏名印
20XX.06.13	クロラムフェニコール	ホースクリニック 軽種馬 太郎
20XX.09.16	メトロニダゾール	ホースクリニック 軽種馬 太郎

記入例

獣医師は薬事法の使用制限特例省令において、必要と認めた場合は未承認薬や人用医薬品の使用が認められていますが、平成25年11月30日より、以下の薬品はこの特例から除外することになりました。

カルバドックス、クマホス、クロラムフェニコール、クロルプロマジン、ジエチルスチルベストロール、ジメトリダゾール、ニトロフラゾン、ニトロフロントイン、フラゾリドン、フラルタドン、マラカイトグリーン、メトロニダゾール、ロニダゾール

獣医師が上記薬品を使用した場合には、所有者に対し、その動物を食用に供するために出荷してはならない旨を出荷禁止指示書により指示しなければなりません。

Ⅲ . 話題提供

1. 在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業について

在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業について

軽種馬防疫協議会 事務局

平成 26 年 2 月に開催された馬防疫検討会第 12 回本会議で承認された「馬伝染性貧血清浄度評価専門会議」の報告書において、清浄性の確認が不十分であると記載された「ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩用馬の馬群」および「在来馬群」について、その伝染性清浄性を確認するべく、JRA 特別振興事業である「平成 26 年度生産段階における防疫強化推進事業」の中で「在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業」が昨年より 3 ヶ年計画で開始されている（事業主体：(公社)中央畜産会）。

1. 事業目的

馬防疫検討会で喫緊の課題とされた馬伝染性貧血の清浄性確保のための在来野生馬等をも含めた馬伝染性貧血の清浄性確認等調査を実施し、生産段階での効果的な馬防疫措置の推進を図るため、都道府県畜産協会等が実施する在来馬等飼養・衛生実態調査及び在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査に必要な経費を公益社団法人中央畜産会が助成し、我が国における馬防疫の推進に資するものとする。

2. 事業概要

- ① 馬伝染性貧血の定期検査が実施されていない在来馬、愛玩馬及び農用馬等の飼養・衛生状況実態調査を行い、その調査結果をとりまとめる。
対象地域：全国の都道府県
- ② 馬伝染性貧血の定期検査が実施されていない在来馬等について、馬伝染性貧血の清浄性確認検査を行い、その検査結果を取りまとめる。
対象在来馬：長野・岐阜・山梨の各県下の木曾馬、長崎県下の対州馬、宮崎県下の御崎馬及び鹿児島県下のトカラ馬。

進捗状況

- ① 飼養・衛生実態調査は 47 都道府県から回答があり、一部調査中であるが、馬飼養頭数 47,823 頭のうち、39,341 頭（82.3%）が馬伝染性貧血検査を受けていることが明らかとなった。
- ② 在来馬に対する馬伝染性貧血検査実施状況としては、長野県下の木曾馬 64 頭中 21 頭、対州馬 40 頭中 28 頭、御崎馬 94 頭中 78 頭、トカラ馬 120 頭中 100 頭を検査し、全て陰性を確認している。

2. 平成 27 年度 馬防疫に関する学術集会

1. 平成 27 年度 「馬防疫検討会」馬感染症研究会

「馬防疫検討会」馬感染症研究会が下記のとおり開催される。

馬感染症研究会・技術部会

1. 主 催：農林水産省／動物衛生研究所／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人中央畜産会
2. 開催日時：平成 27 年 10 月 19 日（月）～ 10 月 22 日（木）
3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所 栃木支所
4. プログラム

第 1 日目 10 月 19 日（月）

進行：松田 芳和（JRA 馬事部防疫課）

- (1) 開会挨拶 武久 智之（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）
- (2) 主催者紹介
- (3) わが国における馬の防疫体制
座長：秋庭 正人（動物衛生研究所）
- ①馬の防疫と馬防疫検討会の役割
武久 智之（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）
- ②軽種馬の防疫と JRA の役割
立野 大樹（JRA 馬事部防疫課）
- ③馬の防疫に関する各都道府県の現状
参加都道府県代表者
- (4) 保定法／個体識別法／検体採取法（実習）
講師：東樹 宏太（JRA 馬事部 防疫課）・辻村 行司・上野 孝範・丹羽 秀和・坂内 天・木下 優太・越智 章仁（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (5) 栃木支所施設案内
案内：蘆原 永敏（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

第 2 日目 10 月 20 日（火）

- (6) ウイルス感染症の血清学的診断法－1（実習）
講師：辻村 行司・坂内 天（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (7) 細菌感染症－1（講義）
講師：丹羽 秀和・木下 優太（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (8) 細菌感染症の検査法－1（実習）
講師：丹羽 秀和・木下 優太（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (9) 病理解剖法（講義）
講師：上野 孝範（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

第 3 日目 10 月 21 日（水）

- (10) ウイルス感染症の血清学的診断法－2（実習）
講師：辻村 行司・坂内 天（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (11) 病理解剖法（実習）
講師：上野 孝範・越智 章仁・片山 芳也（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (12) 細菌感染症の検査法－2（実習）
講師：丹羽 秀和・木下 優太（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

第 4 日目 10 月 22 日（木）

- (13) 細菌感染症－2（講義）
講師：丹羽 秀和・木下 優太（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (14) 原虫感染症（講義）
講師：片山 芳也（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (15) 寄生虫症（講義）
講師：越智 章仁（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (16) ウイルス感染症－1（講義）
講師：近藤 高志（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (17) ウイルス感染症－2（講義）
講師：山中 隆史（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）
- (18) 意見交換
司会：松田 芳和（JRA 馬事部 防疫課）
- (19) 閉会挨拶
和田 信也（JRA 競走馬総合研究所）

馬感染症研究会・研究部会

1. 主 催：農林水産省／動物衛生研究所／日本中央競馬会（JRA）／公益社団法人中央畜産会

2. 開催日時：平成 27 年 10 月 23 日（金）午前 10 時～午後 3 時 20 分

3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所 栃木支所

4. プログラム

進行：蘆原 永敏（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

(1) 開会挨拶

津田 知幸（動物衛生研究所 所長）

井上 真（JRA 馬事担当理事）

(2) 特別講演

座長：近藤 高志（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

「重症血小板減少症候群ウイルスの最新の知見」

前田 健（山口大学）

(3) 一般講演

座長：秋庭 正人（動物衛生研究所）

1) 抗サルモネラモノクローナル抗体を用いたサルモネラ検出法の検討

江口 正浩（動物衛生研究所）

2) レーザーマイクロダイゼクション法を用いた馬感染症の病理学的診断法の検討

播谷 亮（動物衛生研究所）

座長：近藤 高志（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

3) JRA 施設におけるゲタウイルス感染症の発生について

坂内 天（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

座長：片山 芳也（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

4) 競走馬における *Clostridium difficile* 感染症

上野 孝範（JRA 競走馬総合研究所 栃木支所）

(4) 共同研究実施概要

座長：坂本 研一（動物衛生研究所）

1) 感染症の新規診断法開発のための分子生物学的基礎研究

秋庭 正人（動物衛生研究所）

播谷 亮（動物衛生研究所）

(5) 感染症に関する情報交換

1) 国内外における馬の伝染病の発生状況

立野 大樹（JRA 馬事部 防疫課）

2) 馬の輸出入検疫状況

草刈 恵（農林水産省動物検疫所）

3) 馬用の生物学的製剤の検定状況および動物用インフルエンザワクチン国内製造用株選定委員会の議事概要

大石 弘司（農林水産省動物医薬品検査所）

(6) 閉会挨拶

和田 信也（JRA 競走馬総合研究所）

2. 第43回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウムの開催報告

(本発表会において報告された演題の要旨集は軽種馬防疫協議会のホームページでご覧いただけます。)

1. 主催：日本中央競馬会（JRA）
2. 開催日時：平成27年7月16日（木）
3. 開催場所：静内エクリプスホテル
4. 議事

シンポジウム

「馬における最新の画像診断法」

座長：加藤 智弘（JRA 栗東トレーニング・センター）

教育講演「馬臨床におけるCT、MRI、骨シンチグラフィの現状と将来」

○山田 一孝（帯広畜産大学 臨床獣医学研究部門 教授）

- 1) 競走馬の下肢部運動器疾患に対する、馬用立位MRI検査の応用
 - 溝部 文彬（JRA 栗東トレーニング・センター）
- 2) サラブレッドの発育期整形外科的疾患に対するCT撮像の検討
 - ～頸椎圧迫性脊髄症の診断への応用について～
 - 佐藤 文夫（JRA 日高育成牧場）
- 3) 超音波エラストグラフィおよびパワードップラーを用いた浅屈腱炎の評価
 - 田村 周久（JRA 競走馬総合研究所・本所）
- 4) サラブレッドの上部気道における動的気道狭窄
 - ～Mobile Laryngoscope®を用いた運動時内視鏡検査～
 - 加藤 史樹（社台ホースクリニック）

報告事項

- 1) 薬物規制について
 - 神谷 和宏（JRA 馬事部獣医課）

一般講演

座長：樋口 徹（NOSAI 日高 家畜診療センター）

- 1) 1歳馬上部気道内視鏡検査所見への鎮静剤の影響に関する調査
 - 前田 昌也（日高軽種馬農業協同組合）
- 2) Mobile Laryngoscope®を用いた運動時内視鏡検査により診断された上部気道疾患に対して外科手術を行ったサラブレッド21頭に対する回顧的調査
 - 田上 正明（社台ホースクリニック）

座長：眞下 聖吾（JRA 美浦トレーニング・センター）

- 3) NOSAI 日高家畜診療センターにおけるプロポフォル使用実例
 - 後藤 忠広（NOSAI 日高 家畜診療センター）
- 4) 競走馬におけるプロポフォルあるいはアルファキサロンを用いた短時間静脈麻酔法
 - 青木 基記（JRA 馬事部防疫課）

座長：齊藤真理子（北海道日高家畜保健衛生所）

- 5) 馬増殖性腸炎を罹患した馬の市場成績
 - 荒川 雄季（NOSAI 日高 中部家畜診療所）
- 6) JRA 施設内における *Clostridium difficile* 感染症の発生傾向と遺伝学的性状との関連
 - 木下 優太（JRA 競走馬総合研究所・栃木支所）

座長：辻村 行司（JRA 競走馬総合研究所・栃木支所）

- 7) 過去10年にわたる軽種馬の流産原因検査成績について
 - 宮澤 和貴（北海道日高家畜保健衛生所）
- 8) 馬の感染性関節炎の診断におけるピットフォール ～診断に注意を要した症例報告～
 - 鈴木 吏（社台ホースクリニック）

IV. 軽種馬防疫協議会からのお知らせ



愛馬の健康管理は3種類の予防接種から

監視伝染病である馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風の
予防接種を実施しましょう！

3つの監視伝染病について

馬インフルエンザ(届出伝染病)

馬インフルエンザは、ウイルス感染によって起こる急性の呼吸器感染症です。人のインフルエンザとは異なり、冬だけでなく一年を通じて流行するのが特徴です。著しく伝染力が強いいため、短期間に多数の馬が感染します。2007年8月から翌年7月の日本における流行は、近年欧米でも流行を繰り返している「フロリダ亜系統」に分類されるウイルスによるものでした。最新のワクチンには、この時に国内で分離されたウイルス株が含まれています。

- 【症状】
- ・40℃前後の高熱
 - ・元気・食欲の低下
 - ・強い乾性の咳
 - ・水様性の鼻汁

日本脳炎(法定伝染病)

日本脳炎ウイルスは、蚊(主として「コガタアカイエカ」)の媒介によって馬や人に脳炎を起こします。しかし、馬から人、人から馬に直接伝染することはありません。

- 【症状】
- ・40℃前後の高熱
 - ・頭部を下げ、日光を避けて壁などに寄りかかる沈うつ状態を示す(麻痺型)。
 - ・前掻きや旋回運動を繰り返し、時には狂騒状態を示す(興奮型)。
 - ・軽症例では、脳炎を伴わないこともある。

破傷風(届出伝染病)

土壌中に生息している破傷風菌は、傷口から感染し、体内で増殖して毒素を産生します。この毒素が運動中枢神経を侵すことによって、特有の神経症状を示します。破傷風は人を始め多くの動物がかかる感染症ですが、特に馬は破傷風菌に対する感受性の高い動物として知られています。

- 【症状】
- ・全身の筋肉の硬直や痙攣
 - ・呼吸困難
 - ・全身の発汗
 - ・外的刺激への過剰反応

休養中あるいは育成中の
競走馬や乗馬などにも
予防接種を徹底しましょう！

予防接種について

軽種馬防疫協議会では、以下のとおり馬の予防接種要領を定めています。予防接種については、獣医師に相談してください。

★馬の予防接種要領★

●馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、以降半年に1回(春季・秋季)の補強接種を実施すること。
※予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

●日本脳炎

使用説明書に基づいて、その年の流行期前の5月～6月に2回接種すること。
※5月～6月に接種が完了していない場合でも、必ず10月末までに接種すること。

●破傷風

初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、翌年からは年に1回の補強接種を実施すること。
※前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

- 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。
- 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

集団で定期的な予防接種を
心がけましょう！

馬の移動について

馬の移動に際しては、移動歴の記入および予防接種の証明を受けた「馬の健康手帳」を携行しましょう。



このリーフレットは軽種馬防疫協議会ホームページからダウンロードできます

www.keibokyo.com

軽種馬防疫協議会

東京都港区六本木6-11-1

日本中央競馬会六本木事務所馬事部防疫課内

TEL: 03-5785-7517・7518

FAX: 03-5785-7526

V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿

平成 27 年 6 月 9 日現在

(順不同・敬称略)

○議長：小林善一郎（日本中央競馬会 常務理事）

○常任委員：岩崎 幸治（地方競馬全国協会 理事）

西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）

木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）

杉野 繁治（日本馬事協会 専務理事）

井上 真（日本中央競馬会 理事）

○専門委員：

農林水産省

武久 智之（動物衛生課 課長補佐 防疫業務班）

川田 良浩（動物衛生課 課長補佐 検疫業務班）

菅谷 公平（畜産振興課 畜産専門官）

富澤 宗高（競馬監督課 首席競馬監督官）

葛谷 好弘（競馬監督課 課長補佐 中央班）

俵積田 守（競馬監督課 課長補佐 地方班）

鈴木 一弘（動物検疫所 検疫部長）

大石 弘司（動物医薬品検査所 検査第一部長）

農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所

坂本 研一（国際重要伝染病研究領域長）

秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長補佐）

地方競馬全国協会

諸岡 徹（公正部 部長）

佐藤 雅信（公正部 調査役）

日本軽種馬協会

木村 慶純（業務部長）

地方競馬主催者

岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）

三好 和仁（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）

伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部管理監）

宇田川浩一（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）

猪熊 道仁（千葉県競馬組合 業務課 技師）

岡邑 誠（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）

矢島 純夫（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）

四ッ谷正一（石川県競馬事業局 競馬業務課長）
安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課長）
安達 教治（愛知県競馬組合 専門員）
西 龍一（兵庫県競馬組合 事業部長）
長山 昌弘（高知県競馬組合 競走馬診療所長）
相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）

日本馬事協会

中山 清秀（専務理事）

日本馬術連盟

佐藤 信博（事務局長）
川嶋 舟（獣医委員会委員）

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史（専務理事）

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅（会長）

競走馬育成協会

佐藤 光信（常務理事）

日本競走馬協会

佐藤 忠昭（常務理事）

軽種馬育成調教センター

藤井 良和（調査役）

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義（理事）

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義（NOSAI いぶり 家畜部長）

中央畜産会

関谷 順一（衛生指導部長）

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

水野 豊香（理事長）

日本中央競馬会

馬事部

安齊 了 (馬事部長)
奥 河寿臣 (馬事部長補佐)
松田 芳和 (防疫課長)
伊藤 幹 (獣医課長)

競走馬総合研究所

松村 富夫 (所長)
間 弘子 (企画調整室長)

競走馬総合研究所栃木支所

平賀 敦 (支所長)
近藤 高志 (分子生物研究室長)

栗東トレーニング・センター

中西 有 (競走馬診療所長)

美浦トレーニング・センター

上野 儀治 (競走馬診療所長)

○幹 事：諸岡 徹 (地方競馬全国協会 公正部 部長)
佐藤 雅信 (地方競馬全国協会 公正部 調査役)
木村 慶純 (日本軽種馬協会 業務部長)
佐藤 信博 (日本馬術連盟 事務局長)
中山 清秀 (日本馬事協会 参与・事務局長)
安齊 了 (日本中央競馬会 馬事部長)
松田 芳和 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)

○事務局長：安齊 了 (日本中央競馬会 馬事部長)

○事務局：奥 河寿臣 (日本中央競馬会 馬事部 部長補佐)
松田 芳和 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)
立野 大樹 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長補佐)
東樹 宏太 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)
青木 基記 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)



軽種馬防疫協議会

(<http://keibokyo.com/>)

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本馬術連盟
および日本軽種馬協会を中心に構成され、
軽種馬の自衛防疫を目的とする協議会です。
(昭和47年8月11日 設立)

議 長 小林善一郎
事務局長 山野辺 啓

事 務 局 〒106-8401 東京都港区六本木6-11-1
日本中央競馬会 馬事部 防疫課内
e-mail inf@keibokyo.com
TEL.03-5785-7517・7518 FAX.03-5785-7526